平成24年度決算 健全化判断比率等の状況



平成25年8月 能美市総務部財政課

目 次

1	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要	
	(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行	1
	(2) 法律の目的	1
	(3) 各比率の公表等	1
2	財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分	
	(1) 健全段階	1
	(2) 早期健全化段階	1
	(3) 財政再生段階	2
	(4) 公営企業の経営健全化段階	2
3	能美市の健全化判断比率及び資金不足比率	
	(1) 健全化判断比率 (4指標)	2
	(2) 資金不足比率	2
	(3) 平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率	3
4	能美市における各会計区分	4
5	能美市の健全化判断比率・資金不足比率の分析及び算定方法	
	(1) 健全化判断比率 (4指標)	5
	(2) 資金不足比率	7
6	用語解説	8

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法)という。)が 平成19年6月に公布され、新たな地方財政の再生制度が法制化されました。

従来の再建法制では普通会計の収支のみが対象となっており、いきなりレッドカードが出て再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、多角的な視点から財政状況を捉えることとされました。

(2) 法律の目的

法律の目的は、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することで住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームの構築であり、行財政上の必要な措置を講ずることにより、財政の健全性に資することを目的とするものです。

(3) 各比率の公表等

市長は健全化判断比率(4指標)及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その 意見を付けて、議会へ報告し、かつ公表することとされています。また、公表した各 比率は速やかに県知事に報告しなければならないとされ、当該報告を受けた県知事は 速やかに総務大臣に報告しなければならないと規定されています。

2 財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分

地方公共団体の財政状況は健全化判断比率に応じ、以下の(1)~(3)の3段階に、水道事業会計等の公営企業会計については、資金不足比率に応じ、以下の(4)の2段階に区分されます。

(1)健全段階

健全段階では比率の整備と情報開示の徹底が求められ、監査委員の審査に付して議会に報告し、公表を行うこととなります。能美市の24年度決算に基づく健全化判断比率はこの健全段階となります。

(2)早期健全化段階

早期健全化段階では自主的な改善努力による財政健全化を図るもので、健全化判断 比率のうちいずれかの数値が早期健全化基準数値以上の場合には、財政健全化計画の 策定(議会の議決)、外部監査の義務付け、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会 に報告し、公表を行うこととなります。財政の早期健全化が著しく困難な場合は総務 大臣又は知事から必要な勧告が行われることとなります。

(3) 財政再生段階

財政再生段階では、国等の関与により確実な再生が行われます。再生判断比率のいずれかの数値(健全化判断比率のうち将来負担比率を除く比率)が、財政再生基準以上の場合は、財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の義務付け、地方債発行の制限、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等が総務大臣から勧告されます。

(4) 公営企業の経営健全化段階

公営企業ごとに資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画 を定めるなど、(2)の早期健全化段階に準じた取扱いとなります。

3 能美市の健全化判断比率及び資金不足比率

(1)健全化判断比率(4指標)

(単位:%)

比率名	能美市	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)		
①実質赤字比率	_	12.90以上	20.00以上		
②連結実質赤字比率	_	17.90以上	30.00以上		
③実質公債費比率	11. 4	25.0以上	35.0以上		
④将来負担比率	10. 4	350.0以上			

^{※「}一」は、赤字でないことを示します。

(2) 資金不足比率

(単位:%)

会計名	能美市	経営健全化基準
水道事業会計	_	20.0以上
工業用水道事業会計	_	20.0以上
公共下水道事業会計	_	20.0以上
市立病院事業会計	_	20.0以上
温泉事業特別会計	_	20.0以上
農業集落排水事業特別会計	_	20.0以上

^{※「}一」は、資金に不足がないことを示します。

(3) 平成24年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率			健全化判断比率 能美市			早期健全化基準	財政再生基準	実質公債費比率						
			実質赤字比率(%) - 連結実質赤字比率(%) -		12. 90	20. 0 30. 0	区分			平成22年度	平成23年度	平成24年度		
					17. 90			元和	. 利償還金(公債費充当一般財源等額) (A	2, 469, 055	2, 648, 124	2, 864, 483		
	実質公債費比率			北率 (%)	11.4	25. 0	35. 0	1 [満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの (年割相当額) (B	0	0	(
	石 川 県 能 美 市 将来負担比率 (%) 10.			10. 4	350. 0		分	៸Ⴑ	集 元 公営企業債の償還の財源に宛てたと認められる繰入金 (C	801, 830	969, 395	997, 355		
				実質赤字比率					利償	│ │ 一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金 (D	177, 628	157, 171	172, 499	
歳	入総	額			(A)		22, 194, 89			還金		13, 620	2, 107	2, 04
歳	出総	額			(B)		21, 602, 332				一時借入金の利子 (F	679	634	18
歳	入歳	出差引額			(A) – (B) (C)		592, 559			算入公债費等			2, 546, 807	2, 675, 77
翌	年度	に繰り越すべき財源			(D)		118, 570)	/N∰ (A) ~ (F) − (G)		1, 109, 687	1, 230, 624	1, 360, 78
実	質収	支額			(C) - (D) (E)			473,989 標準財政規模(標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額)		集準財政規模(標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額) (I	12, 983, 156	13, 386, 473	13, 530, 007	
標	準財	政規模			(F)			13, 530, 00	7 分 贯入公债费等		J. A. C.	2, 353, 125	2, 546, 807	2, 675, 773
実	質赤	字比率			(E) / (F) *100		-				小計 (1) - (J) (i		10, 839, 666	10, 854, 234
*;	黒字の	D場合は、「-(ハイフン)」で表示し	,、黒字の数値を参	考として下段に()書きで表示		(3. 50))	単年度実質公債費比率 (H)/(K)×100 (L		10. 43917	11. 35297	12. 53694
	連結実質赤字比率					**	実質公債費比率(3か年平均) (L)/3					11. 4		
	歳入総額・ 歳出総額・ 歳入歳出 翌年度に繰ります。 第1点 禁止に乗り		翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支額・	黃金不足 比 率 (%)		将来負担比率							
			流動資産等	流動負債等	差引額	返す へこ 別 源	資金不足額・剰余額				一般会計等に係る地方債の現在高 (A	26,		26, 774, 148
-	般会	計等	22, 194, 891	21, 602, 332	592, 559	118, 570	473, 989	, /l '			債務負担行為に基づく支出予定額 (B			0
実質な	`	民健康保険特別会計	4, 849, 070	4, 706, 604	142, 466	0	142, 466	/		将	公営企業等に係る地方債の現在高に対する一般会計等負担見込額 (C			15, 479, 781
実質収支額	後	期高齢者医療特別会計	455, 022	454, 653	369	0	369			来負	来 組合等に係る地方債の現在高に対する一般会計等負担見込額 (D	1)		521, 933
額気	介	護保険事業特別会計(保険事業特別会計)	3, 708, 057	3, 669, 947	38, 110	0	38, 110			担額) 3		3, 415, 175
ā	介	護保険事業特別会計 (サービス事業特別会計)	13, 677	10, 506	3, 171	0	3, 171	/	分	•	設立法人の債務に対する一般会計等負担見込額 (F			0
資		水道事業会計	1, 206, 078	135, 301	-	-	1, 070, 777	-	子		連結実質赤字額(G			0
	i	生 工業用水道事業会計 適	442, 995	80, 141	=	=	362, 854	=		_	組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等負担見込額 (H			0
金不足額・	E F	另 公共下水道事業会計	583, 760	326, 620	=	=	257, 140	=]	充当可	当 元 = 7 能差並 (1	.1)		5, 763, 695
剰	# Ak +	市立病院事業会計	1, 587, 639	123, 510	-	-	1, 464, 129	-		能財	能	0		9, 417, 308
余額	T 注	法 温泉事業特別会計 	12, 991	12, 478	513	0	513	-		源等	^集 基準財政需要額算入見込額 (K	() 29,		29, 873, 018
	ì	農業集落排水事業特別会計	91, 667	89, 939	1, 728	1, 500	228	-	\perp		小計 $(A) \sim (H) - (I) \sim (K)$ (L			1, 137, 016
実質収	実質収支額・資金不足・剰余額合計			3, 813, 746			-	₹準財政規模(標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額) (M			13, 530, 007			
標準財	標準財政規模			13, 530, 007		分 算入公債費等		(N) 2, 675,		2, 675, 773				
連結実	連結実質赤字比率			-				小計 (M) - (N) (O			10, 854, 234			
* ;	*黒字の場合は、「-(ハイフン)」で表示し、黒字の数値を参考として下段に() 書きで表示			(28. 18)			将非	来負担比率 (L)/(0) × 100			10. 4			

[※]早期健全化基準及び財政再生基準は、平成24年度決算の基準です。

[※]決算額等は、千円単位で表示しています。

4 能美市における各会計区分

		般会計			①実質赤字比率	2			
能		国民	健康仍	R 除特別会計		連			
美		介護	保険物	· 別会計(保険事業勘定)		結			
市	公	介護	保険物	捌会計(サービス事業勘定)		実			
の	営	後期	高齢者	长医療特別会計		質			
全	事業	公営企業		水道事業会計		赤			
会			法	工業用水道事業会計	資	字	3		
計	会		公営	適	公共下水道事業会計	金 - 不	比	実	
	計		用	市立病院事業会計	足	率	質	4	
			法非	温泉事業特別会計	比率		公	将	
			適用	農業集落排水事業特別会計			債費	来	
		石川	県後期	 高齢者医療広域連合			比	担	
		南加	賀広塚	战圈事務組合			率	比	
		能美	介護認	思定事務組合				率	
日日	部事務	手取	川流域	以環境衛生事業組合					
関係	組合	能美	広域事	环務組合					
団	· 広域連合	手取	郷広垣	以事務組合	_				
体等	連合	手取	川水阪	5事務組合					
守		石川	県市町	T村消防団員等公務災害補償組合					
		石川	県市町	丁村職員退職手当組合					
	三セ	能美	市土地	地開発公社					
	ク等	財団	法人能	美市ふるさと振興公社					

5 能美市の健全化判断比率・資金不足比率の分析及び算定方法

(1) 健全化判断比率(4指標)

① 実質赤字比率

この指標は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で、 数値が大きいほど、財政が厳しい状態であることを表します。

能美市の24年度決算に基づく「実質赤字比率」は、実質収支が黒字であるため、 「一」で表示しています。

【算定方法】

実質赤字比率 = <u>一般会計等の実質赤字額</u> 標準財政規模

② 連結実質赤字比率

この指標は、一般会計等と公営事業会計のすべての会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。

能美市の24年度決算に基づく「連結実質赤字比率」は、一般会計等の実質収支が黒字であること及びその他の会計においても資金不足が生じていないため、「-」で表示しています。

【算定方法】

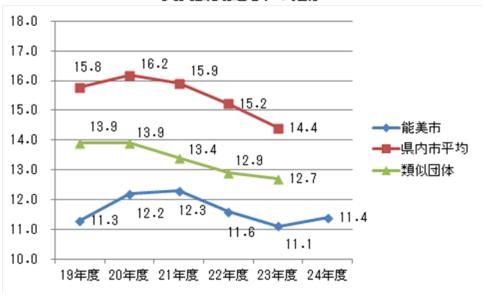
連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

③ 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の程度を示します。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。

能美市の24年度決算に基づく数値は11.4%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っています。これは平成19年度から平成21年度に実施した補償金免除の繰上償還の影響により後年度の元利償還金が低減したこと、借入において交付税算入の大きい地方債を発行していること、普通交付税額が増加したことが主な要因です。

実質公債費比率の推移



【算定方法】

(地方債元利償還金+準元利償還金) -

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に

実質公債費比率 = 係る基準財政需要額算入額)

の3か年平均

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還

金に係る基準財政需要額算入額)

④ 将来負担比率

借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

能美市の24年度決算に基づく数値は10.4%と早期健全化基準の350.0%を大きく下回っています。これは、能美市の地方債残高は多額であるものの普通交付税算入される地方債が多いことや償還等に充当可能な基金が現在のところ約58億円あることが主な要因です。

将来負担比率の推移



【算定方法】

将来負担比率 =

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地 方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(2) 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足が事業の規模に対してどの程度あるかを示すもので、一般会計等の実質赤字額に相当するものです。数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。

能美市の各公営企業会計においては、資金の不足が生じていないため、「-」で表示しています。

【算定方法】

 資金不足比率
 =
 資金の不足額

 事業の規模

6 用語解説

〇 一般会計等

実質赤字比率の対象となる会計で、能美市では一般会計のみが該当

〇 公営企業会計

地方公共団体が経営する企業の会計のことで、主に事業による収益により行政サービスの提供を行うもの。地方公営企業法の適用の有無により、法適用企業と法非適用企業に区分

・能美市における法適用企業 水道事業会計、工業用水道事業会計、

公共下水道事業会計、病院事業会計

・能美市のおける法非適用企業 温泉事業特別会計、農業集落排水事業特別会計

○ 一部事務組合·広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体

〇 第三セクター

地方公共団体(第一セクター)と民間部門(第二セクター)との共同出資で設立された事業主体

〇 実質赤字額

繰上充用額と支払繰延額と事業繰越額の合計額

- ・繰上充用額とは、歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額とは、実質歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額とは、実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

〇 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもの

〇元利償還金

借入金の返済額及びその利子

〇準元利償還金

一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還に準ずるとみなされるもの

〇基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が1年間に標準的な行政を行う のに必要とされる経費

〇充当可能基金

地方債の償還等に充てることができる基金のうち、現金・預金・国債等で保管しているものの合計額(貸付金・不動産等は含まず)

〇解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○資金の不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算出した額

○事業の規模

料金収入など、主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの

平成 24 年度決算 健全化判断比率等の状況 平成 25 年 8 月発行 能美市総務部財政課 〒923-1297 石川県能美市来丸町 1110 番地 TEL 0761-58-2203 FAX 0761-58-2290